

佐賀県告示第 156 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 6 年 7 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する要措置区域

嬉野市嬉野町大字下宿字屯城丙 2436 番 1 の一部

2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定

める基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 1 の要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと